第二十三条中「財産」の下に「（第十七条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第二十五条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第十四条に定める算式」を「第十四条の算式」に改め、同条第三項中「第十四条に定める算式」を「第十四条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第十四条に定める算式」を「第十四条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額」を「及び第十七条第二項各号に掲げる額」に、「第十八条第一項第二号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第六項中「第十四条に定める算式」を「第十四条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「及び第十七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第二節」を「次節」に改め、「資産の額」の下に「（国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）」を加え、同項第二号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第四十二条中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削る。

第五十四条の二第一項中「出資をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二の二　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第百五十六条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（第十四条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十六条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（第十四条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）の第百五十六条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

第五十四条の四　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第十八条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十六条の三の二において同じ。）のうち第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第五十六条第二項中「（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、四パーセントとする。以下この注において同じ。）」を削る。

第五十七条の四第五項中「当該担保の」を「当該担保による」に改め、「実効EPEを計測する」の下に「方法を使用する」を加える。

第百十四条第二項中「（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百十七条の二を次のように改める。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十七条の二　標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百二十六条第一項第一号及び第二号中「第百三十条第一号及び第二号」を「第百三十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロ」に改め、同条第二項第二号中「基本的項目及び補完的項目の合計額」を「自己資本の額」に改める。

第百二十八条第四項中「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百二十九条第二項中「のっとって」を「のっとり」に改める。

第百三十条中「次に掲げる額の合計額」を「次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同条各号を次のように改める。

一　国際統一基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十二条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百五十六条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。